

平成30年6月25日付

新上五島町雇用機会拡充事業 Q & A

雇用機会拡充事業に関するQ & A

No.	質 問	回 答
1	事業拡大と雇用は、関係性が必要でしょうか。	既存の事業内容よりも拡大する事業部分に対して従業員を雇用することになるため、事業拡大と雇用が連動していなければいけません。既存の事業内容が拡大しないまま、従業員を雇用することは、要件に不適合となります。
2	どんな事業でも雇用などの要件さえクリアしていれば申請可能でしょうか。	行政からの補助金や委託費で公益法人が行う事業や他の補助制度により成り立っている事業などは申請できません。また、上記のような事業でなくても町内をターゲットにした事業は、採択の優先順位が著しく低くなります。
3	申請できる事業は、1者1件まででしょうか。	1者1件までの申請となります。 2件目を申請したい場合は、1件目の事業が完了した翌年度に申請できます。
4	複数年を希望して初年度に採択された場合、自動的に2年目以降も事業継続となるのでしょうか。	複数年を希望することはできませんが、自動的に継続されることはありません。 年度末に審査会にて事業者ごとに継続の可否を判断して可となった場合のみ翌年度も継続できることとなります。
5	町外で事業を行っていた者が、町内で事業を行う場合「創業」または「事業拡大」となりますか。 ①町外の事業所を閉じて、町内に移転する。（事業内容に変更なし） ②町外の事業所を閉じて、町内に移転する。（事業内容も拡大） ③個人で行っていた町外の事業所を閉じて、町内で新しく法人化する。 ④町外に居住している者が、町内において創業し、その事業所で従業員を雇うが、創業者は継続して町外に居住する場合。	①は事業を拡大していないので、創業になります。 ②は事業内容が拡大しているので事業拡大になります。 ③は生産能力の拡大や付加価値の向上を図るための設備投資や雇用が伴っていれば事業拡大となります。 ④は創業の要件として、「町内に居住して創業する者」、「町内の商品やサービスを販売する目的で町外で創業する者」が必要となっているため対象外となります。

雇用機会拡充事業に関するQ & A

No.	質 問	回 答
6	<p>①個人事業主が他の業種に参入する場合は、事業拡大になりますか。 ②民泊から民宿への移行は創業になりますか、それとも事業拡大になりますか。</p>	<p>①は事業拡大となります。 ②は生産能力の拡大や付加価値の向上を図るための設備投資や雇用が伴っていれば事業拡大となります。</p>
7	<p>①事業を既に行っている者が、別会社を設立する場合は、「創業」となりますか。 ②100%親会社が出資して子会社を設立する場合でも「創業」になりますか。</p>	<p>①②ともに、一般的には事業拡大になりますが、創業でも申請可能です。 ただし、子会社の実際の事業開始日に注意するようにして下さい。</p>
8	<p>創業して間もない会社で特に実績もないが、事業拡大になりますか。</p>	<p>実績がない場合は、事業拡大になりません。</p>
9	<p>町外の個人、事業者が町内にて事業所を設置し創業又は事業拡大を行なう場合、補助対象と考えてよろしいでしょうか。事業実施時点では、当然町内に居住となりますが、申請段階では町外居住です。</p>	<p>対象となります。</p>
10	<p>事業承継すると同時に事業拡大を行う場合、採択区分はどうなりますか。</p>	<p>事業承継と同時に事業拡大を行う場合は「創業」としてください。</p>
11	<p>自宅兼店舗等の店舗部分を改修する場合、単純に面積で按分して経費を算出していいでしょうか。</p>	<p>壁で物理的に明確に分かれている部屋などの改修費は対象となりますが、全体を按分して対象経費を算出することはできません。共用部分（風呂、トイレなど）についても同様に明確に分かれていると判断された場合のみ対象となります。</p>
12	<p>改修、設備設置に係る設計費は対象となりますか。</p>	<p>対象となります。</p>

雇用機会拡充事業に関するQ & A

No.	質 問	回 答
13	社会保険料は人件費として補助対象となるでしょうか。	雇用主が負担する法定福利費は対象となりません。
14	資格取得経費について、島内で資格取得ができない場合、島外への交通費は補助対象と考えますが、受講料等も補助対象としてよいでしょうか。	対象となります。
15	法人登記、建物登記に係る費用は補助対象として差し支えないでしょうか。	対象外となります。
16	創業・事業拡大に必要な厨房設備・器具、テーブル・椅子、壁掛式のエアコンなど、建物には含まれないもの（建物と明確に区分できるもの）は対象となるでしょうか？	対象となります。
17	1年目に設備投資を行わず、2年目以降に設備投資を行う場合も複数年で補助が受けられるでしょうか。	2年目以降の場合も可能ですが、設備投資は事業期間中の1年間のみに限ることとなりますのでご注意ください。
18	システム開発、ウェブサイト制作等を行う事業者については、パソコン等の機器を対象経費（設備費）として計上してもいいでしょうか。また、同様に通信環境の整備が事業に不可欠な場合は、その工事費も対象としてよろしいでしょうか。	パソコンは汎用性が高く、私的購入かどうか判別がつきにくいという理由から、原則として対象外になると考えております。ただし、事業の実施に必要不可欠なものであり、適正な支出であるのご判断されるのであればその限りではありません。

雇用機会拡充事業に関するQ & A

No.	質 問	回 答
19	タクシーやレンタカー事業の場合の車両購入費は、対象となるでしょうか。	パソコン同様に車両も汎用性が高く、私的購入かどうか判別がつきにくく、車両の場合はさらに個人・法人の資産形成につながる恐れがある、という理由から、原則として対象外になると考えておりますが、事業の実施に必要な不可欠なものであり、適正な支出であるのご判断されるのであればその限りではありません。
20	建物の改修は、業者へ委託して改修してもらうのが一般的かと思いますが、予算規模によっては、材料だけ揃えて自分で改修しようと考えていますが、その際の材料費も補助対象となりますか。	事業に必要な材料費であれば対象となります。
21	消費税は補助対象外ですが、消費税が記載されていない領収書など場合はどうしたらいいでしょうか。	例として税込2,000円だけが記載された領収書の場合、消費税相当額を算出（端数切捨）して領収書へ記載してください。
22	農協や漁協でも申請することは可能でしょうか。	農協や漁協であっても、対価を得て営む事業であって、雇用が拡大する取り組みであれば、対象となります。
23	事業対象者は、一般社団法人、一般財団法人、建設業協会、商工会も含まれますか。	継続的・反復的に対価を得てビジネスとして行う事業であれば事業者として含みます。ただし、一般の民間会社と比較して余剰金の分配ができないなど、公益性が高いことから、採択の優先順位は著しく低くなるものと考えられます。また、公的機関の他の補助助成金により事業を行うような団体等についても事業対象者とはなり得ません。

雇用機会拡充事業に関するQ & A

No.	質 問	回 答
24	<p>交付申請書に「住民票」等の添付が必要となっておりますが、町外に住んでおり、この事業が採択された場合は、新上五島町へ移住する計画です。この場合も、現在住んでいる地域の住民票を添付する必要がありますか。</p>	<p>その場合は必要ありません。ただし、事業計画書に移住する計画を明記していただき、移住後は速やかに住民票等の書類を提出していただくことになります。</p>
25	<p>創業で申請する場合、「法人登記」「開業届」などの手続きは、いつ行えば良いのか。</p>	<p>開業に向けての各種手続きは「開業届」を除いて、いつ行っていただいても構いません。したがって、創業の場合でも、法人登記後に法人として申請していただくことは可能です。 ただし、「開業届」については、交付決定後に提出していただく書類ですので、交付決定を受けてから手続きをし、提出してください。</p>
26	<p>中古品は補助対象となるか。</p>	<p>補助対象となります。この場合、その中古品が適正な価格かどうかが診断できる資料（中古品市場の価格など）の添付をお願いします。</p>
27	<p>創業の場合と事業拡大の場合の雇用要件はどうなっていますか。</p>	<p>創業の場合は、初年度に創業者を雇用者としてカウントすることができますが、事業実施期間を含めて3年以内に更に1名以上の雇用を創出することが必要です。 事業拡大の場合は、交付決定を受けた事業年度に1名以上の雇用創出が必要になります。 ただし、採択後は創業も事業拡大についても1名以上雇用すればよいという訳ではなく、事業計画の人数を達成することが条件となります。</p>
28	<p>公募要領に「常用雇用とは一週間の所定労働期間が20時間以上あり、且つ期間を定めずに雇用されている人又は1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている人」とされているが、計画雇用期間が10ヶ月であったとしても雇用が難しい場合、最低1ヶ月以上の期間かつ週20時間以上であれば大丈夫でしょうか。</p>	<p>要件の最低ラインはクリアとなりますが、当初計画に対して大幅な計画の変更となりますので、補助金変更申請手続きが必要となります。 認められない場合もありますので、事業計画を達成できるような人材の確保に努めてください。</p>

雇用機会拡充事業に関するQ & A

No.	質 問	回 答
29	新規雇用者として週20時間以上且つ1ヶ月を超える者が2名、週20時間未満の者が2名いた場合、週20時間未満の2名は補助対象となりますか。	対象となります。 常用雇用者（週20時間以上且つ1ヶ月以上）以外を補助対象とする場合、常用雇用者が1名以上いることが条件となります。
30	計画人数は必ず雇用しないとイケないか。	雇用は本事業の根幹となるため、必ず計画人数の雇用を達成しなければなりません。 万一、達成できなかった場合は、要件を満たさなかったと判断され補助金を返還していただく場合があります。
31	交付決定前にハローワーク等へ求人掲載しても大丈夫でしょうか。	問題ありません。 ただし、雇用契約については、交付決定日以降の日付になるようご注意ください。
32	在宅勤務も雇用の対象となりますか。	対象となります。
33	障がい者の雇用も対象となりますか。	対象となります。
34	事業終了後に雇用継続できなかった場合は、補助金返還等の措置があるのか教えてください。	返還措置もあり得ますのでご注意ください。
35	補助対象となる給与の上限額はありますか。また、残業手当や通勤手当などの各種手当も補助対象になりますか。	次のとおり月額の上限額がありますので、ご注意ください。 正 規：35万円 非正規：20万円 パート：日額8千円 また、各種手当も補助対象となりますが、月額の上限額に含まれますので、ご注意ください。

雇用機会拡充事業に関するQ & A

No.	質 問	回 答
36	失業者等に対し、資格を取得していただいてから採用することを想定したいが、その失業者（求職者）等の人材育成経費は対象になるでしょうか。	採用前の人材育成経費については対象になりません。ただし、採用してからの「在職者訓練」であれば、事業に直接的に必要な経費であれば認められます。
37	申請書に添付する事業計画書に「売上高」「営業利益」等の記載が必要だが、補助金の対象事業となっている事業拡大部分の数値を記入すべきでしょうか。	可能であれば、実施される事業拡大部分のみを抜き出しご記入ください。（「創業」の場合は事業全体になります。）
38	「特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金」は、本事業と一緒に使えるでしょうか。また、利用方法についてはどのようにしたらいいでしょうか。	本事業と一緒に使うことが可能です。利用方法については、指定された取扱金融機関へお問い合わせください。本町の取扱金融機関【十八銀行、親和銀行、ごとう農協、長崎信漁連】
39	3月末までに事業実施者が自己資金で支払を完了する必要がありますか。	金融機関からの融資を受けられることを条件として交付額の30%以内の金額を概算払として町へ申請することが可能です。ただし、申請の際に金融機関からの融資証明が必要となります。
40	実績報告はいつまでに提出すべきでしょうか。	事業終了日が3月末の場合、3月20日までに実績報告書を提出など事業実施期間よりも短い期間での実績報告を求めることになる可能性があります。そのため余裕をもって事業の進捗管理をお願いいたします。
41	実績報告後に町から事業者へ支払う補助金の支払日はいつ頃でしょうか。	実績報告を受けてから内容に不備がなければ、4月上旬までに支払うこととなります。

雇用機会拡充事業に関するQ & A

No.	質 問	回 答
42	複数年事業として採択された事業で、黒字となった場合は次年度以降補助金の交付がされないのでしょうか。	この事業は、自己資金だけでは創業・事業拡大が出来ない方々に対して支援を目的に実施されるものです。補助を受けることなく実施できる場合は、自立した事業であると判断され補助金交付の対象から外れることとなります。
43	黒字はどこで判断されるのでしょうか。	「創業」であれば全体、「事業拡大」であれば拡大した事業で判断します。
44	島内に講師を招へいし、新たに雇用した従業員に対する技術指導等を行ってもらう場合、当該講師への謝礼、出張旅費は補助対象経費となるのでしょうか。	従業員の研修に係る経費として対象になります。
45	「技能実習生」として在留している外国人を採用した場合も、事業計画に掲げた雇用創出人数としてカウントすることができるでしょうか。	「技能実習は、労働力の需給の調整手段として行われてはならない」と法で定められており、雇用機会拡充事業における雇用者数としてカウントはできません。
46	次の場合は事業拡大になりますか。 東京都の会社A（法人）が、町内に別会社B（法人）を設立し事業所を設けて創業するケースにおいて、会社Bに町内居住の従業員を雇用して事業を実施する計画ですが、会社A及びBの代表取締役であるC氏は東京都に居住したままである。	事業拡大の事業として交付対象になります。
47	次の場合は創業・事業拡大のどちらになりますか。 福岡県の会社A（法人）が、福岡県に別会社B（法人）を設立し、同時に町内に会社B（法人）の事業所を設けて創業するケースにおいて、会社Bの上五島事業所に町内居住の従業員を雇用して事業を実施する計画であるが、会社A及びBの代表取締役であるC氏は福岡県に居住したままである。	B社が主として有人国境離島地域の商品、サービス等の販売を目的として設立される場合、創業の事業として交付対象となります。また、事業拡大の事業として交付対象になります。